

総点検の
進め方

- 「公社等に関する指導指針(H28.3全面改定)」に基づき、事業の意義、経営健全性、費用対効果(地方創生への有効活用を含む)の視点から検証。
- 各所管部局で「見直し計画」を作成・検証し、行政改革課が再検証。『山形県行政支出点検・行政改革推進委員会』から意見を得て、『山形県行財政改革推進本部』において決定。

公社等の名称		検証結果		今後の方向性
株式会社 やまがた新電力	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 県と経済界が協力して設立し、再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域経済活性化等、県の施策目的実現に貢献 ▼ 電力売買事業開始により今後も安定的に利益確保可能 ▼ 民間の手法・専門性を活かし、事業運営を効率化し実施 	➡ 供給先を拡大し経営基盤強化を図り、 継続
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
公益財団法人 山形県生活衛生営業 指導センター	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 国制度等に基づく法人として、生活衛生営業の経営健全化、振興を通じ衛生水準の向上等のため必要 ▼ 経営基盤は安定し、収支均衡 ▼ 最小限の体制で効率的な運営、指導・支援を実施 	➡ 経営のさらなる健全化に努め、 継続
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
公益財団法人 山形県総合社会福祉 基金	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 地域の福祉活動・施設等へのきめ細かな支援を行い、民間事業者からの要望も多く、意義大 ▼ 基金の安全かつ効率的運用により、財務基盤は安定 ▼ 最小限の体制で効率的な運営、小規模活動活性化にも貢献 	➡ 引き続き基金の効果的な運用等に努め、 継続
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
公益財団法人 山形県臓器移植推進 機構	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 臓器移植推進法に基づく県の役割を担う法人として、臓器移植の普及啓発・関係機関間の調整等に必要 ▼ 基本財産の運用益と県委託料等により健全経営 ▼ 臓器提供意思表示者の増、医療関係者の知識・技術向上にも寄与し、H29.8には県内3例目の脳死下臓器提供を支援 	➡ 臓器移植に対する理解促進を図り、 継続
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 個別支援が必要な障がい者等の受け皿機能を果たし意義大 ▼ 当期純損失は会計処理方法変更による一時的なもので、経常収支は黒字継続、県の財政的関与は段階的に縮小 ▼ 新たに重症心身障がい者の短期入所受入等に取り組む 	➡ 県移譲施設の適切な運営と経営の自立性向上に努め、 継続
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		

公社等の名称	検証結果			今後の方向性
公益財団法人 山形県埋蔵文化財 センター	事業の意義	◎	▼ 地域開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査作業等を専門的かつ効率的に実施するため必要	➡ 累積損失解消のための対応策の検討を行い、<u>継続</u>
	経営健全性	※1 ×	▼ 退職給付引当金計上によって生じた累積損失解消を図るため、対応策について検討が必要	
	費用対効果	◎	▼ 効率的な事業実施と収支均衡の維持を図り、県民の文化財保護に対する普及啓蒙に努力	
公益財団法人 山形県体育協会	事業の意義	◎	▼ 県内スポーツ団体を統括する唯一の団体として必要	➡ 特定資産減少を踏まえ、持続可能な運営方法の検討を行い、<u>継続</u>
	経営健全性	※2 ○	▼ 累積損失等はないが、当期純損失計上や特定資産の減少を踏まえ、今後の運営方法の見直しが必要	
	費用対効果	◎	▼ 各種団体支援・指導者育成、国体選手団派遣等の実績	
公益財団法人 山形県暴力追放運動 推進センター	事業の意義	◎	▼ 暴力団対策法に基づく法人として、県民の安全で平穏な生活の実現のため意義大、離脱者の社会復帰支援も必要	➡ 暴力団員減少に向けた取組を推進し、<u>継続</u>
	経営健全性	◎	▼ 基本財産運用益と県委託料等により健全経営	
	費用対効果	◎	▼ 暴力団員減少、暴力団組事務所撤去活動支援等で実績あり	

※1：累積損失が生じており、財務状況の改善等の見直しが必要であると認められる。

※2：当期純損失が2期以上継続しており見直しが必要であるが、当面、累積損失が生じるおそれはないと認められる。

公社等の名称		検証結果		今後の方向性
山形ジェイアール 直行特急保有株式会社	事業の意義	◎	▼ 山形新幹線整備実現のため意義大、JR 東日本との賃貸借契約期間終了に伴い、会社内で対応方針を検討中 ▼ 借入金は H25 年度に完済し、財務・経営状況は良好 ▼ 山形東京間所要時間短縮により県民の利便性向上に貢献	➡ 鉄道施設賃貸借契約の期間終了（H29 年度末）等を踏まえ、 <u>あり方を今後検討</u>
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
山形空港ビル株式会社	事業の意義	◎	▼ 山形空港利用者へのサービス提供等のため必要 ▼ 借入金等なく、財務・経営状況は良好 ▼ 県や関係自治体、航空会社と共に山形空港の利用拡大に取り組み、定期便拡大に貢献	➡ 健全経営に努め、ターミナルビルの計画的な改築等についても検討を行い、 <u>継続</u>
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
庄内空港ビル株式会社	事業の意義	◎	▼ 庄内空港利用者へのサービス提供等のため必要 ▼ ビル改修のための借入金は H29 で完済予定、経営は良好 ▼ 県や関係自治体、航空会社と共に庄内空港の利用拡大に取り組み、定期便の搭乗率の高水準維持に貢献	➡ 健全経営に努め、ターミナルビルの計画的な改築等についても検討を行い、 <u>継続</u>
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
山形鉄道株式会社	事業の意義	◎	▼ フラワー長井線は沿線住民の重要な交通手段として必要 ▼ 上下分離方式導入により県と沿線 2 市 2 町が鉄道施設の維持・修繕経費を負担し、山形鉄道は運行に専念することで経営の自立性向上を図り、20 年ぶりに黒字計上 ▼ 鉄道事業全体としては不採算で財政支援が必要であり、経費の効率的執行及び各種増収策等、不断の経営改善必要	➡ 新経営改善計画（H28～H32）に基づき経営健全化を図り、 <u>継続</u>
	経営健全性	※3 ×		
	費用対効果	※4 ○		

※3：累積損失が生じており、その解消に向けた経営改善が必要であると認められる。

※4：県・沿線市町の財政支援が必要で、鉄道事業全体としては不採算。不断の経営改善が必要であると認められる。

公社等の名称		検証結果		今後の方向性
公益財団法人 山形県生涯学習文化財団	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 県の重要施策である生涯学習及び文化活動の推進、男女共同参画社会形成促進のため意義大 ▼ 特定資産の事業費への充当が最小限で済むよう中期経営計画を策定し経営改善に努め、当面安定運営が可能 ▼ 指定管理者としての効率的運営に努め、施設利用実績は堅調、各種事業の参加者満足度も高評価 	<p>➡ 次期中期経営計画(H29~H32(予定))を策定し、効率的な事業実施に努め、<u>継続</u></p>
	経営健全性	◎		
	費用対効果	◎		
公益財団法人 やまがた教育振興財団	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 奨学金貸与事業により、質の高い教員養成及び県内定着促進を図っており、意義大 ▼ 毎年度純損失が発生するが、当初計画通り特定資産の取崩しによる運営を行っているものであり、問題なし ▼ 貸与を受けた修了者の7割が県内公立教員となるなど有効だが、貸与事業のさらなる活用促進を図ることが必要 	<p>➡ 運営効率化・奨学金貸与事業の活用促進及び滞納防止を図り、<u>継続</u></p>
	経営健全性	※5 ○		
	費用対効果	◎		
一般社団法人 山形県私立学校振興基金協会	事業の意義	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 県内学校法人が主となり設立・運営し、預託を通じた低利融資による私学振興を図り、本県教育の発展に必要 ▼ 預託収益の低下により当期純損失が発生しているが、過去の利益を積立てた公益目的財産額の計画的に充当可能で、当面問題なし(H33年度以降のあり方は今後要検討) ▼ 低利融資による私立学校の施設整備推進、経営安定化が図られ、県内私立学校の教育環境向上に寄与 	<p>➡ 法人運営のあり方について、会員の意向も踏まえながら今後検討を行うことを前提に、<u>継続</u></p>
	経営健全性	※5 ○		
	費用対効果	◎		

※5：当期純損失が2期以上継続しているが、累積損失が生じるおそれが当面見込まれないと認められる。

<参考> 検証結果「◎～×」判断基準

	判断基準	想定事例
◎	概ね良好である(問題がない)と認められるもの	
○	直ちに運営上の支障が生じるおそれがない又は県の財政的リスクが小さい(適正に管理されている)と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当期純損失が2期以上継続しているが、累積損失が生じるおそれが当面見込まれない場合 ・県の損失補償・長期貸付金があるが、償還財源を適正に確保している場合 等
△	運営上の支障が生じるおそれ又は県の財政的リスクがあり、改善が必要な事項がある又は引き続き注視する必要があると認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・累積損失が生じている場合 ・県の損失補償・長期貸付金があり、償還財源の県への依存が継続すると見込まれる場合 等
×	存在意義を喪失しているもの、又は運営上の支障が生じ、改善の見込みが立っていないため、抜本的改革を含む経営健全化等に取組む必要があると認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化等により公社が事業を行う必要性が無くなった場合、 ・累積損失が生じており、その解消の目途が立っていない場合、 ・債務超過に陥り経営改善の見込みが立たない場合 等